平成２４年（フ）第７７号
岐阜県瑞浪市西小田町６丁目６番地の１
ディンティⅠ205号
債務者　嶋津設備こと　嶋津　雅史
1　決定年月日時　平成24年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第７９号
岐阜県多治見市虎渓町２丁目24番地
債務者　若尾　　稔
1　決定年月日時　平成24年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第８５号
岐阜県恵那市大井町2718番地81
債務者　石田　香織
1　決定年月日時　平成24年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第２０６号
愛知県江南市五明町天王35番地
債務者　平野　直美
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２４０号
愛知県丹羽郡扶桑町斎藤緑242　高谷ハイツ101、住民票上の住所愛知県丹羽郡扶桑町大字斎藤字緑242番地
債務者　平澤　伸達
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２５７号
愛知県一宮市相生２丁目５番１－３号
債務者　大野　勝男
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第９９号
滋賀県彦根市河原３丁目６番15号、前住所滋賀県彦根市外町138番地　403号
債務者　松本たづ子
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第７１７号
東京都調布市多摩川１丁目１番地４マイレジデンス205
債務者　小山　貴史
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月27日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２３年（フ）第４９５号
群馬県前橋市茂木町1079番地７
破産者　株式会社加瀬田塗装
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２７２号
東京都八王子市上川町1217番地
破産者　株式会社マノーネ
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２７３号
東京都日野市百草97番地の６、開始決定時の住所東京都八王子市川口町2954番地７
破産者　高名　啓介
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２０８号
東京都八王子市片倉町41番地の３
破産者　有限会社上本商会
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２０９号
東京都多摩市諏訪２丁目３番地１―306、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市片倉町41番地３
破産者　上本　　純
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３３２号
東京都八王子市石川町1920番地石川団地１―804
破産者　岩田　英子
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２９５０号
福岡県糟屋郡新宮町下府２丁目３番１号
破産者　松村産業株式会社
1　決定年月日　平成24年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第２５７２号
福岡市博多区博多駅前３丁目23番４号
破産者　株式会社ジー・イー
1　決定年月日　平成24年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１４号
熊本県阿蘇市一の宮町宮地6139番地２
破産者　佐藤　節夫
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部